

## 南木曾町の給与・定員管理等について

### 1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (31年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 30年度の人件費率
31年度	人 4,138	千円 3,750,923	千円 76,670	千円 684,848	% 18.3	% 18.8

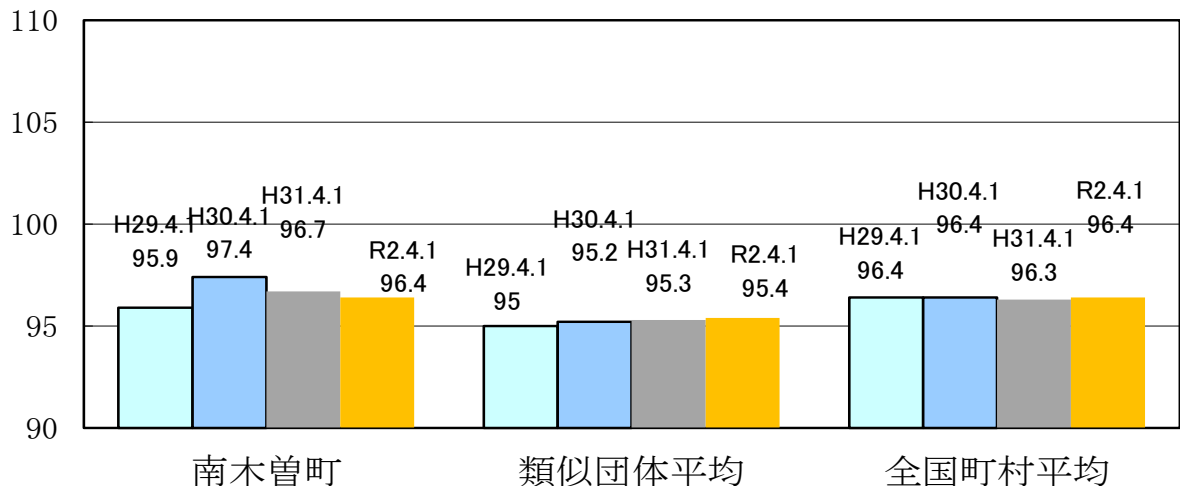
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費			
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
31年度	人 79	千円 279,044	千円 41,097	千円 112,883	千円 433,024

(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円 5,481	千円 5,526

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、31年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

- ※ 令和2年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、  
②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

#### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

##### ① 給料表の見直し

[  実施  未実施 ]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ平均2%引下げ。若年層については引下げなし。高齢層については最大4%の引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施

##### ② その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

#### (5) 特記事項

なし

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和2年4月1日現在）

#### ① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
南木曾町	40.4歳	299,100円	339,780円	322,055円
長野県	45.3歳	335,200円	401,899円	369,153円
国	43.2歳	327,564円	—	408,868円
類似団体	40.7歳	292,220円	333,104円	317,749円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和2年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において

明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

## ② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間		
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額
南木曾町	55.4歳	3人	275,600円	281,459円	275,567円	—	—	—
長野県	59.0歳	8人	271,900円	286,650円	282,748円	調理師	43.7歳	253,800円
国	50.9歳	2,319人	287,283円	—	328,862円	—	—	—
類似団体	53.7歳	1人	281,611円	299,543円	292,375円	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
南木曾町	4,663,869円	3,406,800円	1.369

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成29～31年3ヶ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

## (2) 職員の初任給の状況（令和2年4月1日現在）

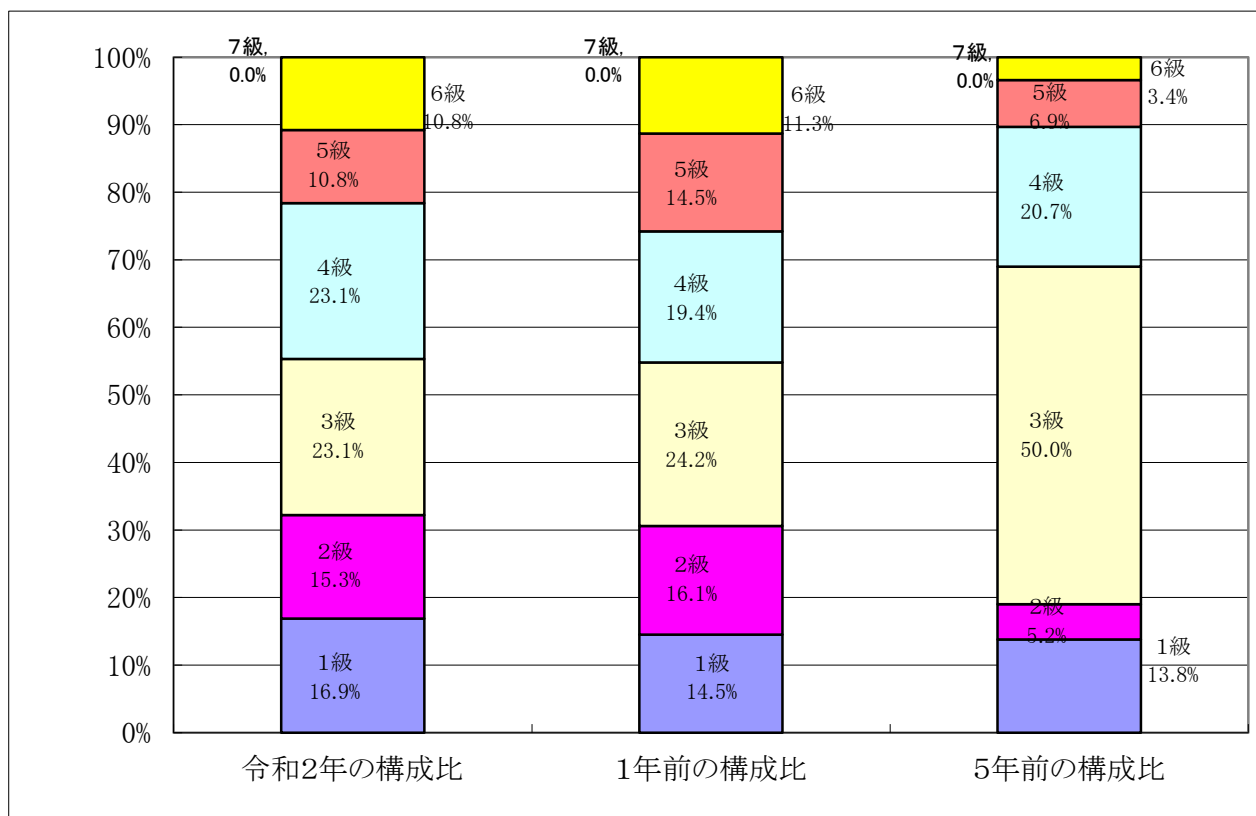
区 分		南木曾町	長 野 県	国
一般行政職	大 学 卒	182,200円	192,600円	182,200円
	高 校 卒	150,600円	158,100円	150,600円
技能労務職	高 校 卒	152,700円	153,500円	—
	中 学 卒	139,900円	—	—

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和2年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事の職務	11人	16.9%	146,100円	247,600円
2級	主任の職務	10人	15.3%	195,500円	304,200円
3級	主査の職務	15人	23.1%	231,500円	350,000円
4級	係長又は主幹の職務	15人	23.1%	264,200円	381,000円
5級	課長補佐又は専門幹の職務	7人	10.8%	289,700円	393,000円
6級	課長の職務	7人	10.8%	319,200円	410,200円
7級	町長が定める課長の職務	0人	0%	362,900円	444,900円

- (注) 1 南木曾町給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成25年に6級制から7級制にしている。

(2) 昇給への人事評価の活用状況

令和2年4月2日から令和3年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

**4 職員の手当の状況**

(1) 期末手当・勤勉手当

南木曾町	長野県	国
1人当たり平均支給額（31年度） 1,521千円	1人当たり平均支給額（31年度） 1,734千円	—
(31年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(31年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.85月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(31年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 6級15%、5・4級10%、3級5%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~20%、管理職加算15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~20%、管理職加算10~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和2年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率					
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない		○		○	
活用予定時期		未定		未定	

(2) 退職手当（令和2年4月1日現在）

南木曾町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
1人当たり平均支給額 16,909千円			定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、31年度に退職した職員に支給された平均額である。

(4) 特殊勤務手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（31年度決算）		実績なし 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（31年度決算）		0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（31年度）		0%		
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (31年度決算)	左記職員に対する支給単価
防疫作業 手当	感染症の防疫作業に従事する職員	伝染病患者若しくは伝染病の疑いのある患者救護など	0千円	4時間以上の場合700円 4時間未満の場合350円
		新型コロナウイルス感染症に対して緊急に行われた措置	0千円	作業に従事した日1日につき3,000円 感染症の患者等に接触して作業に従事した場合4,000円
行路死病人 取扱手当	行路死病人の取扱作業に直接従事した職員	行路死病人の取扱作業	0千円	行路死亡人 1回5,000円 行路病傷人 1回3,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（31年度決算）	13,648千円
職員1人当たり平均支給年額（31年度決算）	207千円
支給実績（30年度決算）	17,327千円
職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	263千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（31年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和2年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（31年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（31年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給	同		10,302千円	286,167円
住居手当	住居を借り受け、一定額を超える家賃を支払っている職員に支給	同		2,576千円	151,529円
通勤手当	通勤のために交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員に支給	異	県と同様	5,290千円	82,656円
管理職手当	課長 35,000円 課長補佐 25,000円			5,040千円	336,000円

## 5 特別職の報酬等の状況（令和2年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 区 町 村 長	590,000 円 ( 690,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 840,000円 / 416,500円	
	副 市 町 村 長	550,000 円 ( 593,000円)	705,000円 / 415,000円	
報 酬	議 長	242,000円 ( 242,000円)	395,000円 / 160,000円	
	副 議 長	170,000 円 ( 170,000円)	310,000円 / 140,000円	
	議 員	150,000 円 ( 150,000円)	290,000円 / 130,000円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(31年度支給割合) 3.40 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(31年度支給割合) 3.40 月分		
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(算定方式) 在職月方式	(1期の手当額) 14,076,000	(支給時期) 任期終了時
	備 考	在職月方式	7,229,856	任期終了時

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。



## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

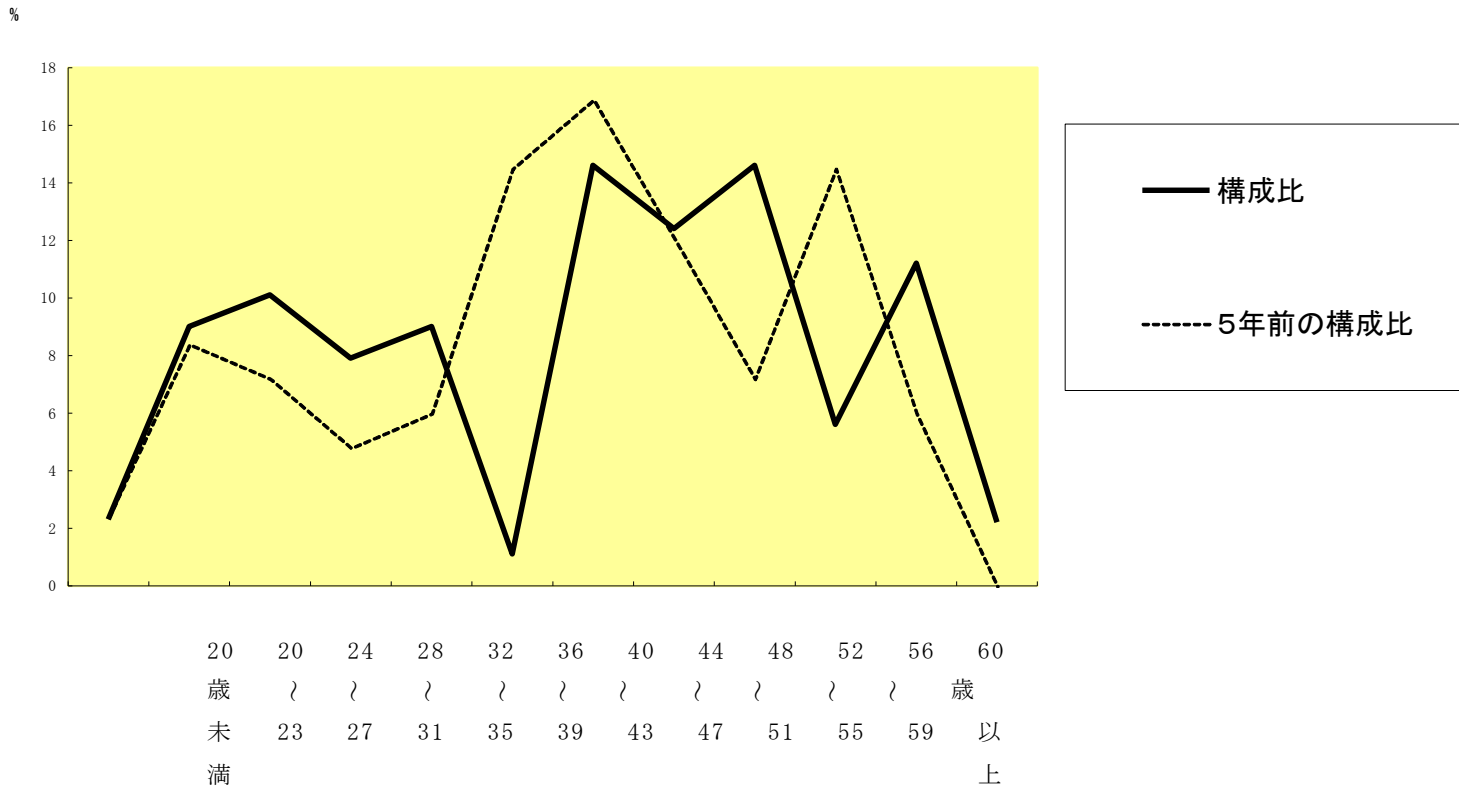
(各年4月1日現在)

部 門		区 分		職 員 数		対 前 年 数 増 減	主 な 増 減 理 由
		令和2年	平成31年				
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1	0		
		総 務	21	19	2		
		税 務	4	4	0		
		農 林 水 産	6	6	0		
		商 工	5	5	0		
		土 木	6	6	0		
		民 生	24	23	1		
衛 生	7	6	1				
			74	70	4	< 参 考 > 人口1万人当たり職員数 182.04 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 175.84 人)	
		教 育 部 門	9	9	0		
		消 防 部 門	0	0	0		
		小 計	83	79	4	< 参 考 > 人口1万人当たり職員数 204.18 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 204.18 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道 下 水 道 そ の 他	水 道	1	1	0		
		下 水 道	3	4	△ 1		
		そ の 他	2	2	0		
		小 計	6	7	△ 1		
合 計			89	86	3	< 参 考 > 人口1万人当たり職員数 218.94 人	
			[ 93 ]	[ 93 ]	[ 0 ]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和2年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	8人	9人	7人	8人	1人	13人	11人	13人	5人	10人	2人	89人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	2年度	31年	30年	29年	28年	27年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	74	70	69	69	68	69	5(7.2%)
教育	9	9	9	8	8	7	2(28.6%)
消防	0	0	0	0	0	0	0(0%)
普通会計計	83	79	77	77	76	76	7(9.2%)
公営企業等会計計	6	7	7	7	7	7	△1(△14.3%)
総合計	89	86	85	84	83	83	6(7.2%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。